クリハラリスについて知っていますか

★ クリハラリスとは？

クリハラリスは、アジア全域に広く分布するリスで、クリハラリスの中の台湾固有亜種をタイワンリスといいます。大きさはしっぽまで入れると約 40 cmで、ニホンリスより少し大きく、色は灰褐色です。日本に生息するクリハラリスは、海外からペット等として持ち込まれた個体が野生化したもので、「特定外来生物」です。

（かながわ鳥獣被害対策支援センター）

★どんな被害があるの？

農作物、果実の食害、家屋の天井裏や戸袋などへの侵入、木材・電話線をかじるなどの物的被害、生態系への影響などがあります。特に、柑橘やビワなどの果実の被害相談が多く寄せられています。

（かながわ鳥獣被害対策支援センター）

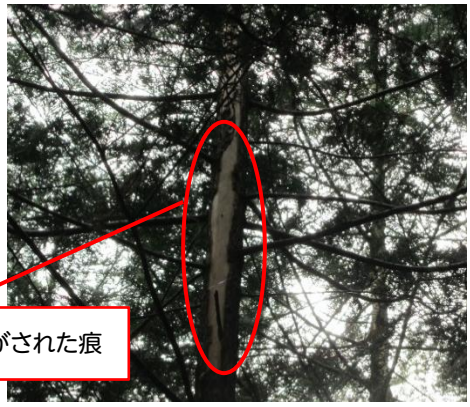

★ クリハラリスはなぜ増える？

生後 1 年で繁殖を開始し、最大で年に 3 回繁殖が可能で、1 回に 1 ～ 2 頭産みます。また、大型のヘビなどの天敵が日本に少ないことや、日本の環境への適応力の高さも数が増えていく原因です。

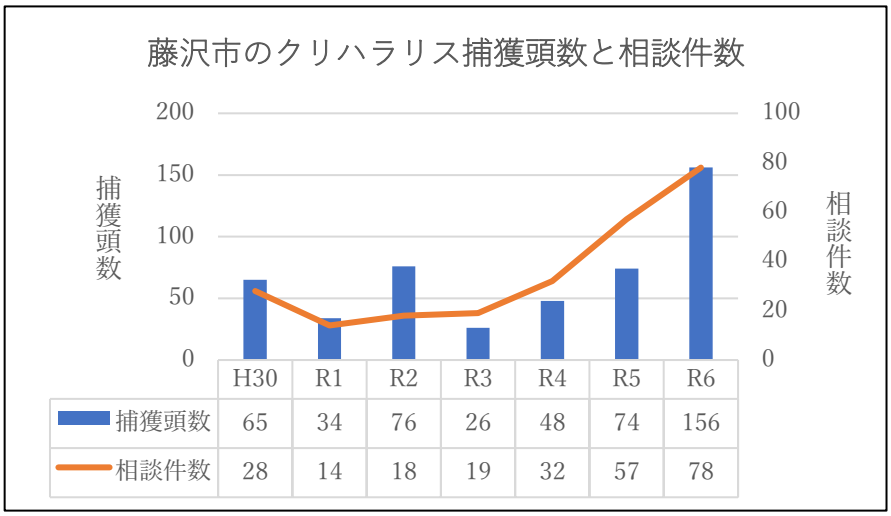

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
捕獲頭数	65	34	76	26	48	74	156
相談件数	28	14	18	19	32	57	78

★なんでクリハラリスっていうの？

日本固有のニホンリスはお腹の毛が白いことに比べて、クリハラリスは、お腹の毛が栗色や灰色をしています。このことが、クリハラリスの名前の由来となっています。

（かながわ鳥獣被害対策支援センター）

★特定外来生物とは？

もともと日本にいなかった生物が海外から来て住み着いてしまった場合、この生物を外来生物といいます。特定外来生物とは、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすものとして指定されるものです。クリハラリス（タイワンリス）は２００５年に特定外来生物に指定されました。特定外来生物として指定されると**飼育・運搬・保管**などが**原則**として**禁止**されます。

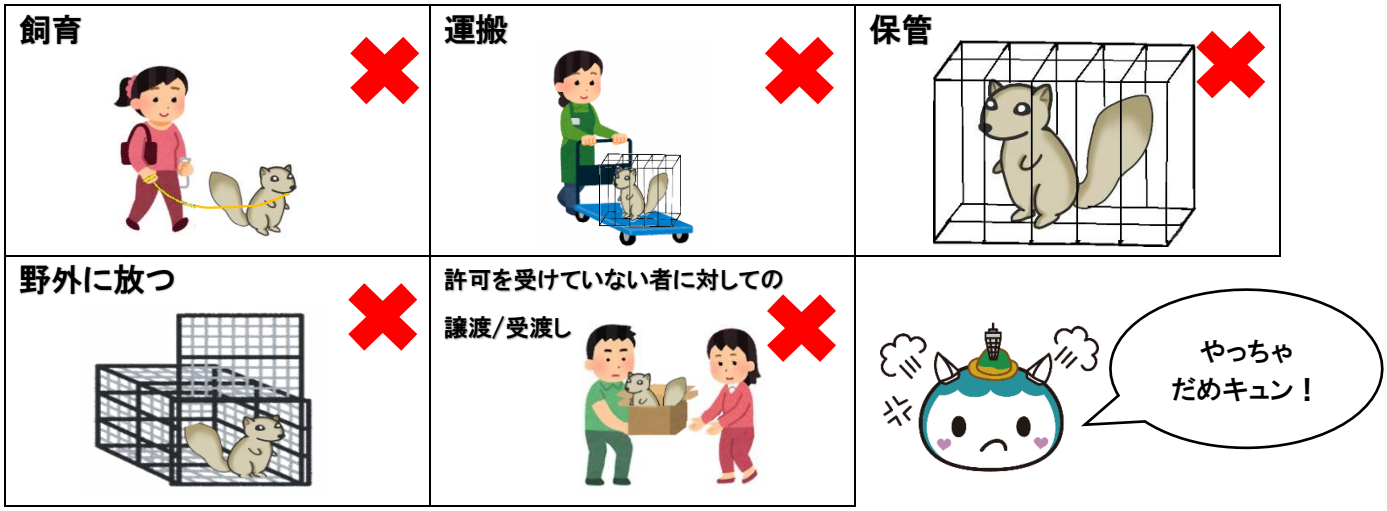

詳しくは「環境省ホームページ　日本の外来種対策・外来生物法」をご覧ください。
（http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html）

★ 神奈川県クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画について

2024 年に神奈川県では、クリハラリス（タイワンリス）防除実施計画を策定し、クリハラリスの生息が予想される地点、生息状況または被害情報があった地点周辺にはこわなを設置して捕獲し、適切に処分することで防除し、その分布拡大の防止を目指しています。

★ 藤沢市では捕獲用の檻の貸出しを行っています

クリハラリスによる生活被害でお困りの方に、その被害防除のために、捕獲用の檻の貸出しを行っています。詳しくは、環境保全課までお問い合わせください。

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により、無許可での鳥獣の捕獲等は禁止されています。

藤沢市役所　環境保全課　生活保全担当
電話 0466-50-3519　FAX 0466-50-8418
メールアドレス：fj-khozen@city.fujisawa.lg.jp
ホームページ: http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/khozen/